

いなべ市男女共同参画
第2次推進計画
(案)

平成25年2月
いなべ市

目次

第1章 計画策定の趣旨と背景	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 男女共同参画の動き	3
第2章 男女共同参画を取り巻くいなべ市の現状と課題	5
1 人口・世帯	5
2 就労の状況	8
3 審議会の女性の登用率	9
4 DVの相談件数	9
5 市民の意識	10
6 「いなべ市男女共同参画推進計画」の評価と課題	12
第3章 計画の基本的な考え方	14
1 計画の基本理念	14
2 計画の基本目標	15
3 計画の体系	16
第4章 男女共同参画に関する現状と課題	17
基本目標Ⅰ 女（ひと）と男（ひと）が互いに認め合う意識の醸成	17
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進	23
基本目標Ⅲ 男女がともに能力を発揮できる環境づくり	31
基本目標Ⅳ 男女が安心して暮らせる社会づくり	37
数値目標	42

第5章 計画の推進体制 43

- 1 庁内の推進体制 43
- 2 市民・事業者との協働による推進 43
- 3 国・県・他市町村の情報収集と連携 43
- 4 計画の進行管理 44



第1章

計画策定の趣旨と背景

1 計画策定の趣旨

少子高齢化、国際化、高度情報化の進展をはじめとする社会情勢の変化に伴い、家族形態は変化し、人びとの価値観やライフスタイルは多様化してきています。このような社会情勢の変化に対応していくためには、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が重要となります。

「男女共同参画社会基本法」が施行され 10 年以上経過しましたが、男女共同参画社会が必ずしも十分に進んでいない現状があることに加え、人口減少社会の到来、経済の低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困や格差の拡大、国際化の進展など社会情勢は変化し続けています。このような状況を受け、これまでの取り組みをさらに充実した取り組みにつなげていくため、国において平成 22 年（2010 年）に「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

三重県においても、このような社会経済情勢の変化や国の動向、未だ男女の性別による差別や固定的な性別役割分担意識、それらに基づく制度、慣行などが根強く存在し、働く場での男女の格差もみられることなどを踏まえ、平成 23 年（2011 年）に「第 2 次三重県男女共同参画基本計画」が策定されています。

本市における状況をみても、人口減少と核家族化・高齢化の進行、就労状況の変化がみられる一方、市民の意識に依然として男女の不平等感が解消されていないことや地域社会における女性の参画に関する課題などが残る現状があります。

本計画は、「いなべ市男女共同参画推進計画」が平成 24 年度（2012 年度）に終了することに加え、社会経済情勢の変化や市民意識の現状に対応しながら男女共同参画の推進を一層図るために策定したものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づき、努力義務とされている市町村男女共同参画計画として位置づけ、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

また、国の「第 3 次男女共同参画基本計画」、三重県の「第 2 次三重県男女共同参画基本計画」を踏まえるとともに、「いなべ市総合計画「新生いなべいきいきプラン」」を上位計画として、関連諸計画との整合性を図るものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成 25 年度（2013 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの 5 年間とします。ただし、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

		年度									
		23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)
国	第 3 次男女共同参画基本計画										
三重県	第 2 次三重県男女共同参画基本計画										
いなべ市	いなべ市総合計画 (2006~2015)										
	いなべ市男女共同参画推進計画	第 2 次いなべ市男女共同参画推進計画									

4 男女共同参画の動き

(1) 世界の動き

昭和50年(1975年)、国連はこの年を女性の地位向上をめざした世界的な行動を行うための「国際婦人年」として、第1回世界女性会議をメキシコシティで開催し、女性の地位向上のための行動を促す「世界行動計画」を採択しました。そして、昭和51年(1976年)から昭和60年(1985年)までを国連総会で「国連婦人の十年」と定め、「平等・発展・平和」を目標とした女性の地位向上に向けての活動が世界的に展開され、昭和54年(1979年)には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)が採択されました。

近年では、平成22年(2010年)に国連本部で「第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」等の再確認及び実施に向けた更なる行動などを求めています。

(2) 国の動き

国においては、世界の動きを踏まえ、昭和50年(1975年)、女性に関する施策を総合的かつ効率的に推進するため、「婦人問題企画推進本部」が設置されました。

昭和60年(1985年)には、男女雇用機会均等法の公布や民法、国籍法の改正などを経て、「女子差別撤廃条約」の批准に至りました。

平成11年(1999年)には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12年(2000年)には基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。平成17年(2005年)には、新たな計画策定の必要性から、「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定されました。

その後、平成22年(2010年)、国内外の状況の変化を考慮し、「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、5年間で早急に対応すべき課題として、①女性の活躍による経済社会の活性化、②男性、子どもにとっての男女共同参画、③さまざまな困難な状況に置かれている人々への対応、④女性に対するあらゆる暴力の根絶、⑤地域における身近な男女共同参画の推進が示されました。

(3) 三重県の動き

三重県では、昭和 54 年（1979 年）に県内初の行動計画である「三重県婦人対策の方向」が策定されました。

昭和 62 年（1987 年）に「みえの第 2 次行動計画-アイリスプラン」、平成 7 年（1995 年）に第 3 次行動計画にあたる「みえの男女共同参画推進プラン-アイリス 21」が策定され、男女共同参画に向けた取り組みが進められてきました。

「男女共同参画社会基本法」の制定などの国の動きを受け、平成 12 年（2000 年）には、「三重県男女共同参画推進条例」が制定・公布、翌年 1 月 1 日から施行されました。さらに、平成 19 年（2007 年）には「三重県男女共同参画基本計画（改訂版）」が策定されています。

平成 23 年（2011 年）には「第 2 次三重県男女共同参画基本計画」が策定され、社会のあらゆる分野で 2020 年までに指導的地位に女性が占める割合 30%程度との目標に向けた取り組み、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、M 字カーブに関する問題の解消、地域活動における男女共同参画の推進、ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）の被害者保護・支援体制の充実といった重点事項が掲げられました。

(4) いなべ市の動き

いなべ市においては、平成 18 年 3 月に、「いなべ市総合計画」を策定し、その中で「女（ひと）と男（ひと）が互いに認め合う社会づくり」を目指して、男女共同参画社会の実現に取り組んできました。また、平成 19 年 6 月には、「人権尊重のまち宣言」が決議されています。

いなべ市総合計画の方針を受け、平成 20 年 2 月には「いなべ市男女共同参画推進計画」を策定し、さまざまな啓発活動に取り組むとともに、女性の人権が尊重される社会の形成に向けて施策を展開しています。

第2章

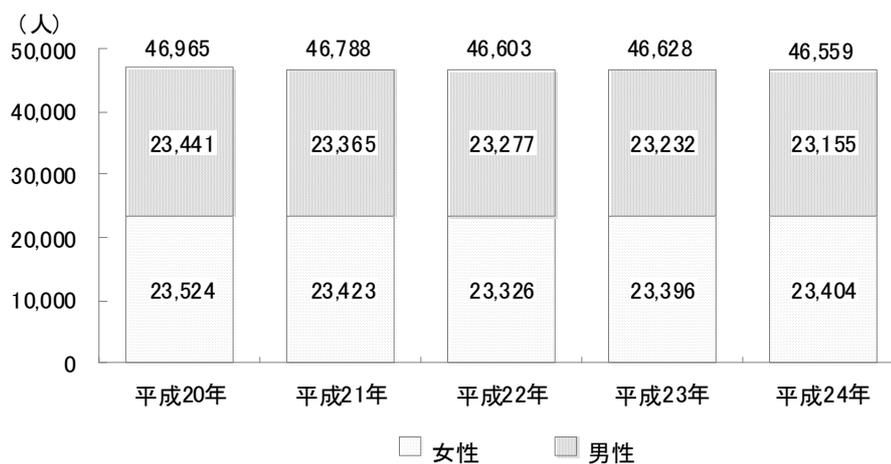
男女共同参画を取り巻くいなべ市の現状と課題

1 人口・世帯

(1) 人口

本市の総人口は年々減少しており、平成24年には46,559人となっています。年齢3区分別の人口構成比の推移をみると、0～14歳（年少人口）、15～64歳（生産年齢人口）の割合が減少傾向にある一方、65歳以上（高齢者人口）の割合はわずかに増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

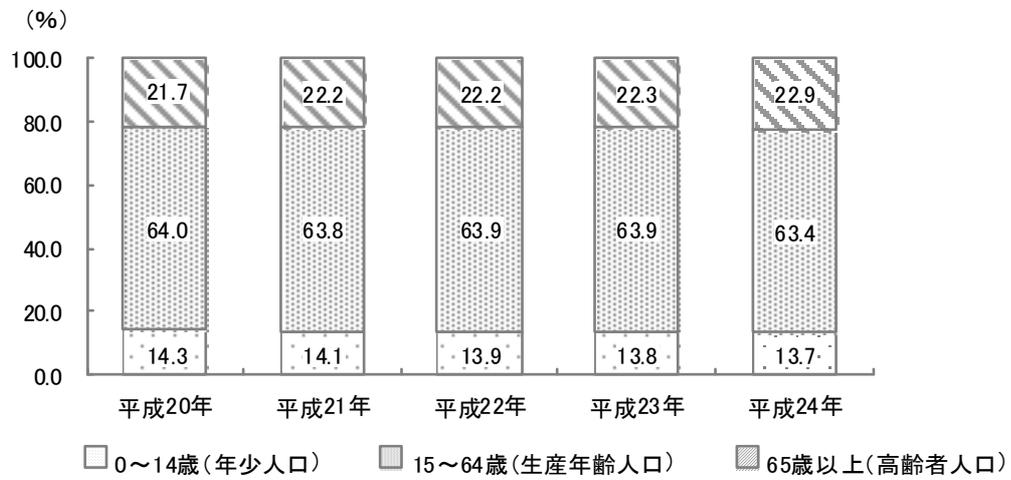
男女別総人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

※第2章における平成12年以前の統計数値は、旧4町の合算値です。

年齢3区分別人口構成比の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

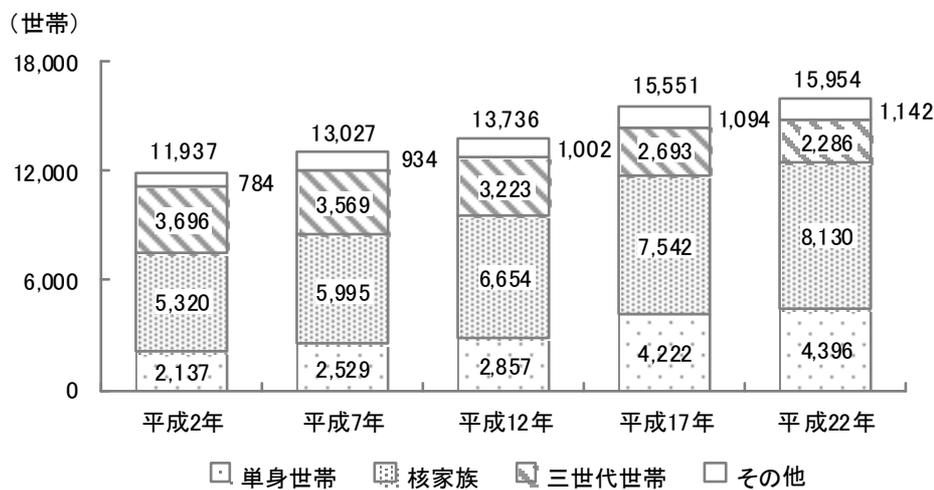
※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない年度があります。

(2) 世帯

本市の一般世帯数は増加を続けています。世帯区分については、単身世帯と核家族世帯が年々増加している一方、三世帯世帯が減少しており、核家族化が進行しています。

また、高齢単身世帯数は平成2年から平成22年の20年間で2倍以上に増加しています。特に女性の高齢単身世帯が多く、平成2年以降はいずれの年においても全体の7割以上を占めています。

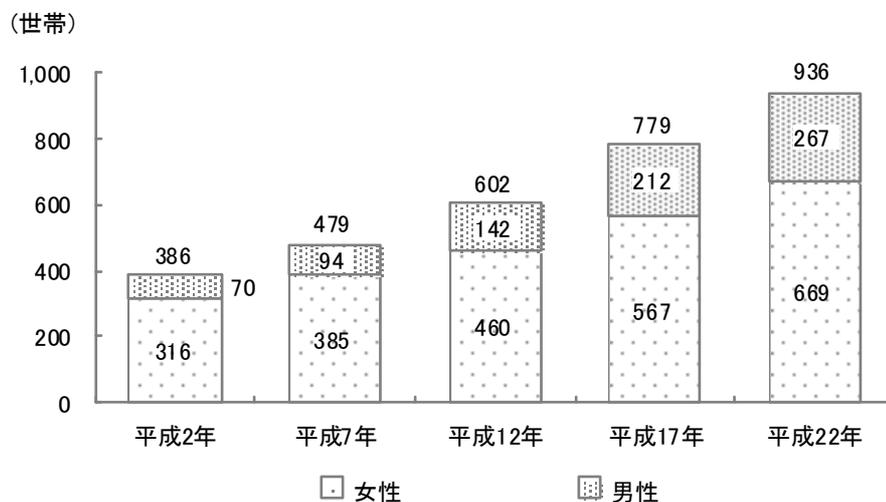
一般世帯数と世帯区分の推移



資料：国勢調査

(注) 一般世帯とは病院・介護施設などへの入所者を除く世帯

性別高齢単身世帯数の推移

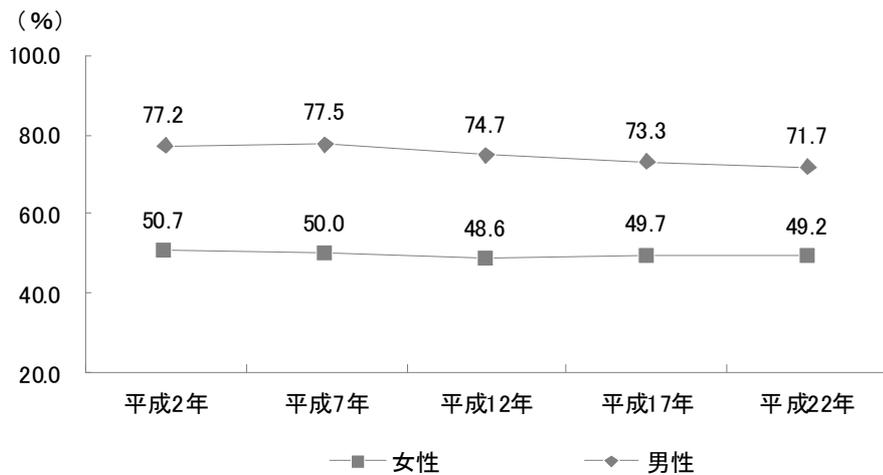


資料：国勢調査

2 就労の状況

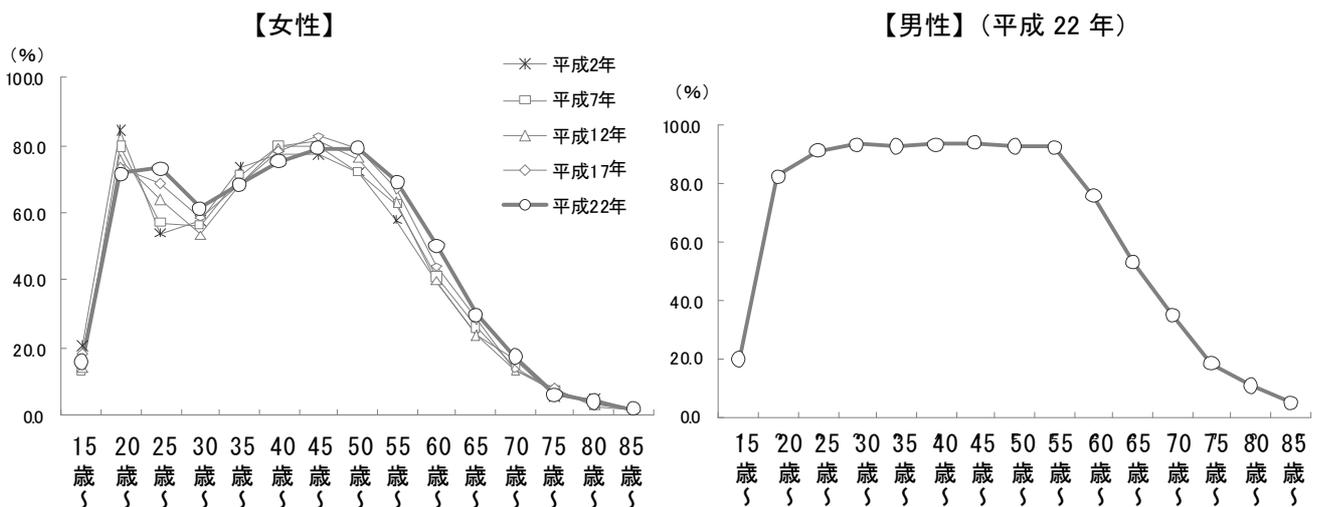
本市の就業率は、男性は年々低下しているのに対し、女性は平成12年以降横ばいで推移しています。一般に女性の年齢別就業率は、結婚・出産を機に就労を中断するM字カーブ※を描き、本市においてもその傾向がうかがえます。なお、25歳から29歳にかけて女性の就業率が年々高くなっており、これは晩婚化の影響も考えられます。

男女別就業率の推移



資料：国勢調査

年齢別就業率

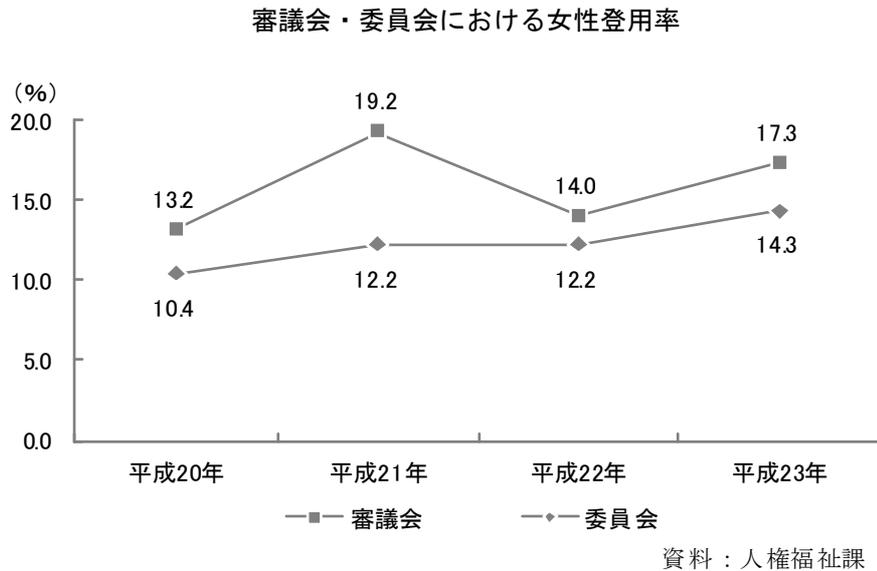


資料：国勢調査

※M字カーブ：日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためにこのような形になる。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

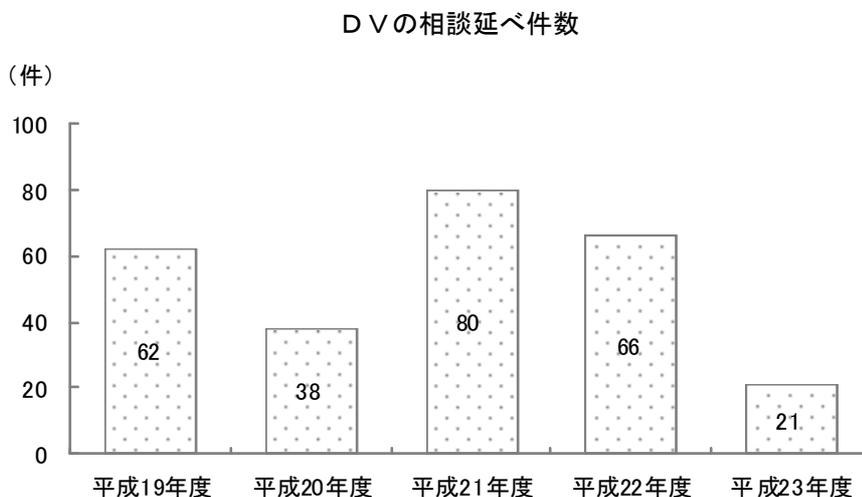
3 審議会の女性の登用率

本市の審議会の女性登用率は増減を繰り返しており、平成23年には17.3%となっています。また、委員会の女性登用率は平成23年に上昇し、14.3%となっています。



4 DVの相談件数

本市のDVの相談件数は平成21年度以降減少しており、平成23年度は21件となっています。

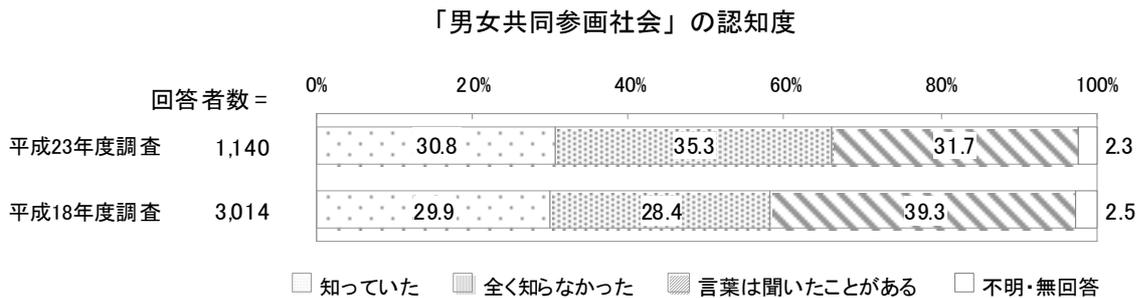


※夫以外のパートナーからのDVを含む。

資料：子ども家庭課

(1) 男女共同参画の認知度

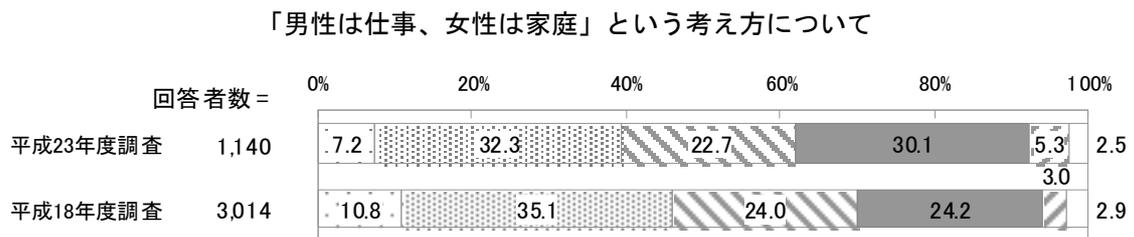
「男女共同参画社会」の認知度は、「知っていた」の割合が30.8%、「全く知らなかった」の割合が35.3%となっています。また、平成18年度調査と比べると、「全く知らなかった」の割合が6.9ポイント高くなっています。



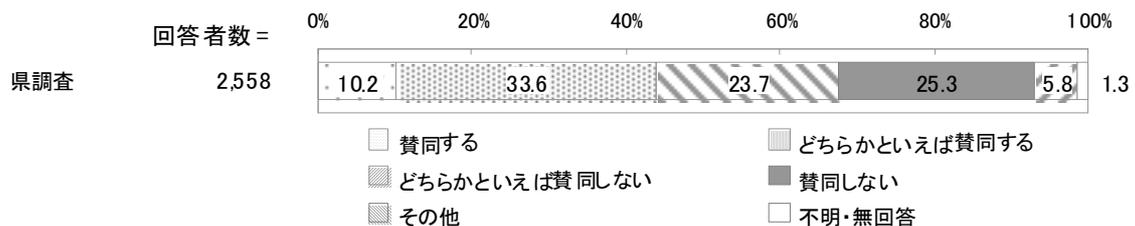
資料：男女共同参画に関する住民意識調査結果報告書

(2) 固定的な性別役割分担意識の状況

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、「賛同する」と「どちらかといえば賛同する」をあわせた“賛同する人”の割合は39.5%となっています。また、平成18年度調査と比べると、“賛同する人”の割合は6.4ポイント低くなっています。県調査と比べると、「賛同しない」の割合がやや高くなっています。



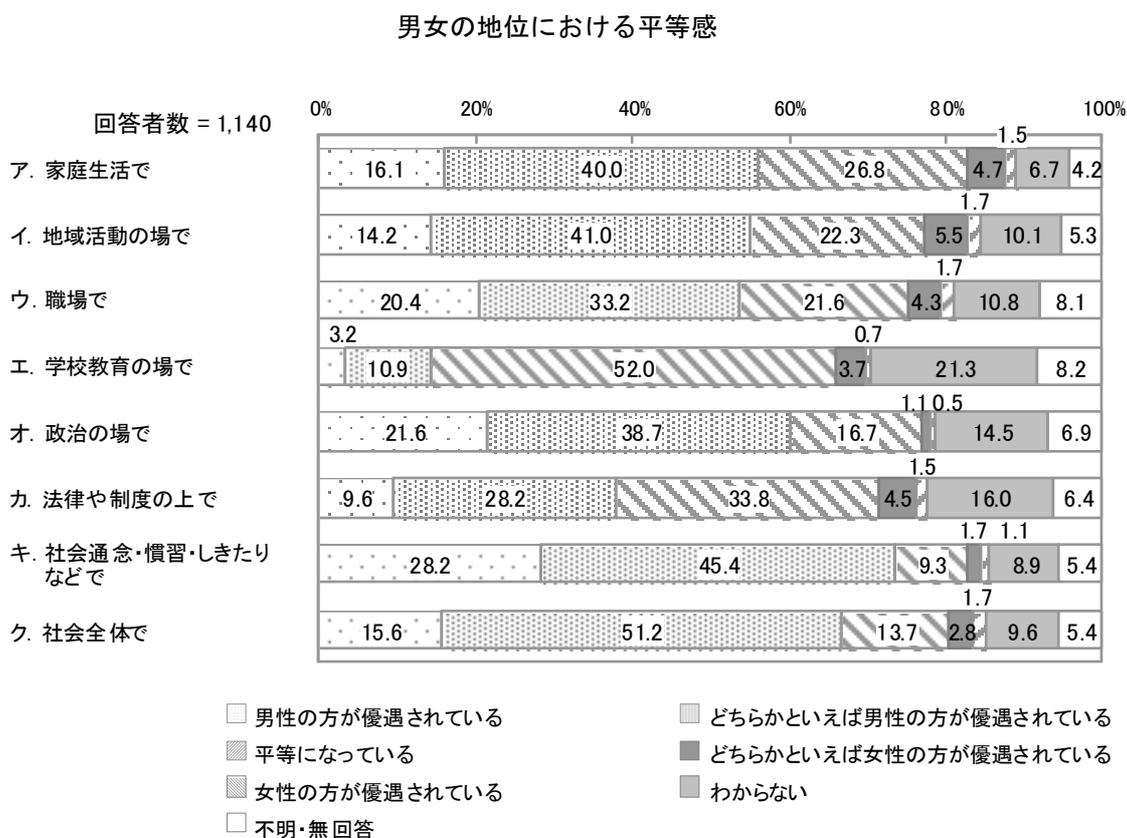
資料：男女共同参画に関する住民意識調査結果報告書



資料：男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査（三重県）平成21年度

(3) 分野別の平等感

男女の地位における平等感についてみると、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」をあわせた“男性の方が優遇されている”と感じている人の割合は、「社会通念・慣習・しきたりなどで」「社会全体で」高く、約7割となっています。一方、「平等となっている」と感じている人の割合は、「学校教育の場で」最も高く、5割を超えています。



資料：男女共同参画に関する住民意識調査結果報告書

平成 20 年に策定した「いなべ市男女共同参画推進計画」は、平成 21 年度から平成 24 年度を計画期間として推進する施策の進捗を図る指標として「男女共同参画の認知度」「審議会等における女性の登用率」の数値目標が設定されています。

この数値目標の達成状況をもとに、「いなべ市男女共同参画推進計画」の進捗状況を評価しました。

達成状況

指 標	策定当初値 (平成 18 年度)	目標値 (平成 24 年度)	直近値 (平成 23 年度)
男女共同参画社会の認知度	29.9%	70%	30.8%
審議会等における女性の登用率	13.8%	40%	17.3%

男女共同参画の認知度

「男女共同参画社会」の認知度は、平成 18 年度調査から大きな変化はみられず、目標達成に至りませんでした。また、「全く知らなかった」人の割合も高くなっており、男女共同参画社会の認知状況には課題がみられます。しかし、年代別にみると、他の年代に比べて 20 歳代で「知っていた」の割合が高く、約 4 割となっています。これは、実際に平等感が高いと感じられている学校教育をはじめ、さまざまな機会を通じて男女共同参画の教育や啓発活動を進めてきた効果によるものと考えられます。このため、今後も次代を担う世代へ教育・啓発活動を継続することが重要です。また、認知度が低い高齢者層についてもわかりやすく男女共同参画社会の意義を広めることが必要です。

審議会等における女性の登用率

本市では、審議会の女性の登用率は、平成 18 年度から上昇していますが、目標達成には至りませんでした。

委員会は、地方自治法第百八十条の五により地方公共団体に置かなければならないとされるもので、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会又は公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会があります。一方、審議会は、地方自治法第二百二条の三により附属機関として置くことができるもので、国民健康保険運営協議会、地方港湾審議会、社会教育委員会、食生活改善推進協議会等があります。

少子高齢化が進行する中、このような政策・方針決定過程へ、性別にかかわらず多様な人材の参画を促進し、まちの活性化につなげていくことが必要です。

イラスト



第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画は、いなべ市における男女共同参画社会の実現を目的としています。男女共同参画社会は、男女共同参画社会基本法第2条で「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」とされています。

すなわちそれは、「すべての人の人権が保障され、一人ひとりが性別にかかわらず、自立した個人として、その能力と個性を十分に発揮でき、多様な生き方が認められる社会」と言えます。

本市では、そのような社会をめざし、本計画の基本理念を『男女が互いに認め合う社会』と設定します。



**男女が互いに
認め合う社会をめざして**

イラスト

2 計画の基本目標

本計画は、前頁に示した「男女が互いに認め合う社会」の実現をめざし、4つの基本目標を設定し、施策を推進します。

I 女（ひと）と男（ひと）が互いに認め合う意識の醸成

男女共同参画社会の実現に向けて、「男は仕事、女は家庭」という考えに代表される固定的な性別役割分担意識を払拭し、男女が互いに認め合う男女共同参画意識づくりにつながる教育・啓発を進めます。

II あらゆる分野における男女共同参画の推進

今後も予測される少子高齢化やこれに伴う社会構造の変化に対応するため、家庭、地域、職場等あらゆる場面において、男女が互いに協力して責任を分かち合い、役割を果たす意識を高めるとともに、参画しやすい環境づくりを進めます。

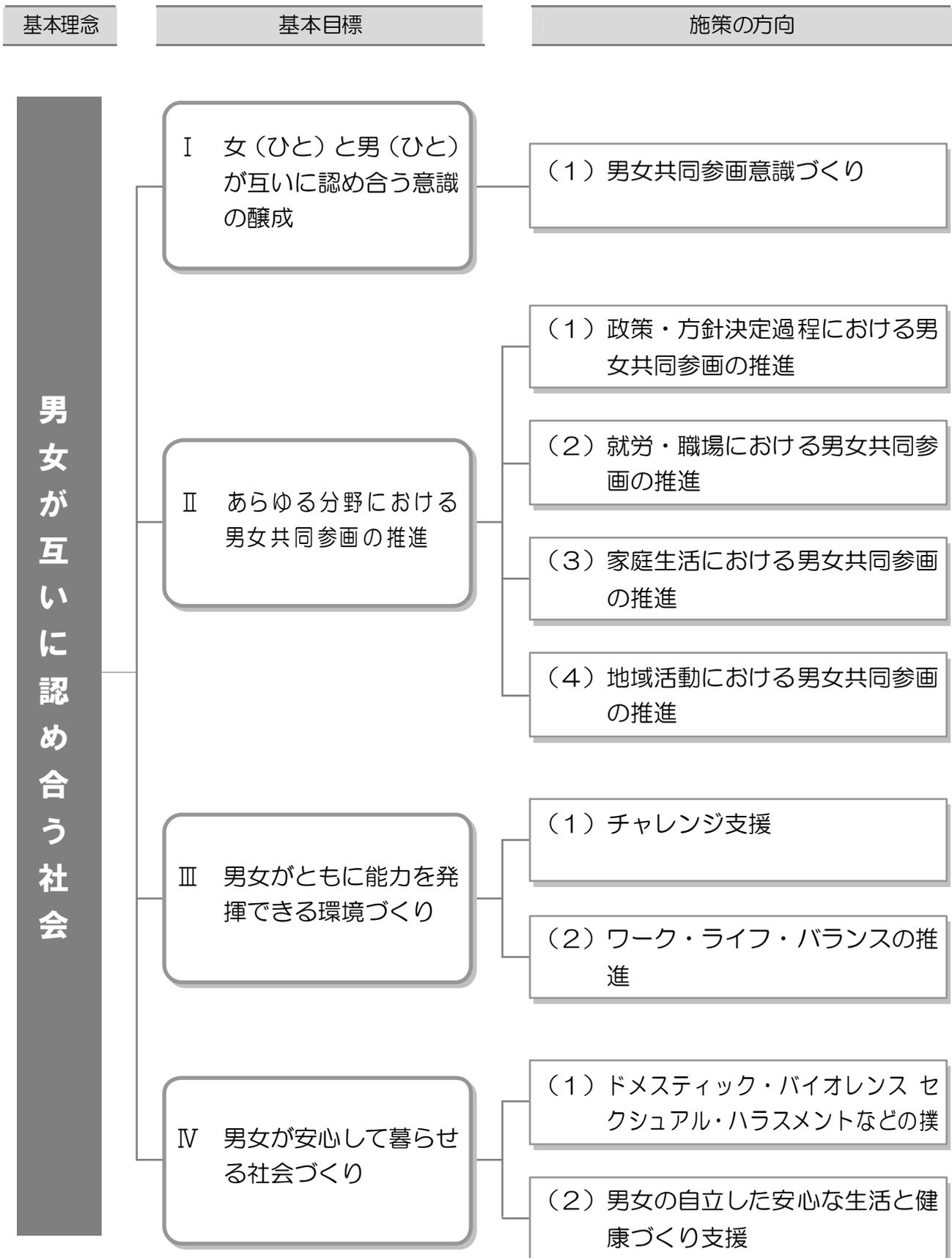
III 男女がともに能力を発揮できる環境づくり

個人の価値観やライフスタイルが多様化する中、一人ひとりが、仕事と生活の調和を図りながら、性別にかかわらず能力を発揮できる社会づくりを進めます。

IV 男女が安心して暮らせる社会づくり

男女がともに安心してあらゆる場面に参画できるよう、生涯にわたる心身の安心・安全や健康の保持増進を図ります。また、複雑に変化する社会情勢の中、さまざまな困難に直面する男女の生活の自立と安定を支援します。

3 計画の体系





第4章

男女共同参画に関する現状と課題

基本目標Ⅰ 女（ひと）と男（ひと）が互いに認め合う意識の醸成

【現状と課題】

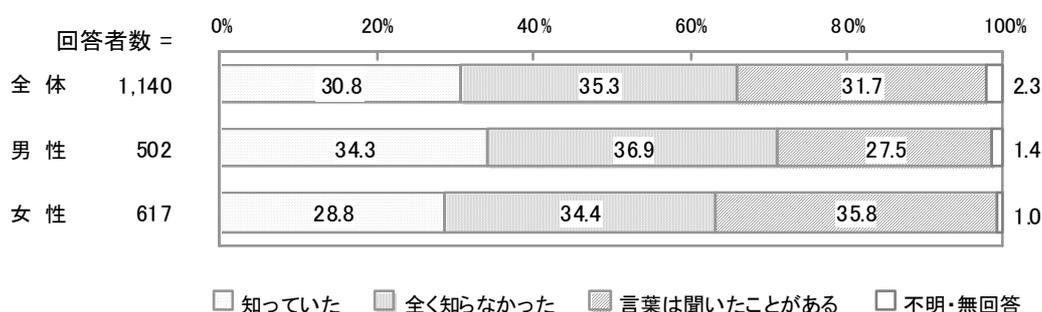
男女共同参画社会基本法が制定されてから10年以上が経過する中、本市でも平成20年に「いなべ市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画意識の高揚に向けてさまざまな施策を推進してきました。しかし、男女共同参画に関する住民意識調査結果（以下、「意識調査結果」という。）では、「男女共同参画社会」という言葉を「全く知らない」とする人の割合が平成19年調査（28.4%）から高くなっており、市民にとってはまだまだ身近な言葉としてとらえられていない状況です。

また各場面での男女の平等感は学校教育の場を除いて低く、依然として不平等感が残っています。このため、市全体への男女共同参画社会について知識の普及を図り、男女共同参画の意義について理解を浸透させていくことが必要です。

一方で「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は徐々に解消されてきています。ただし、男性は女性に比べて固定的な性別役割分担意識を肯定する人の割合が高くなっています。「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は、女性の経済的自立や社会への参画を妨げてきました。男女共同参画社会は、男女がともに人権を尊重しながら責任を分かち合い、個性と能力を発揮することができる社会であり、男性にとっても暮らしやすい社会であると言われています。こうした認識を男性にも広めていくことが求められます。

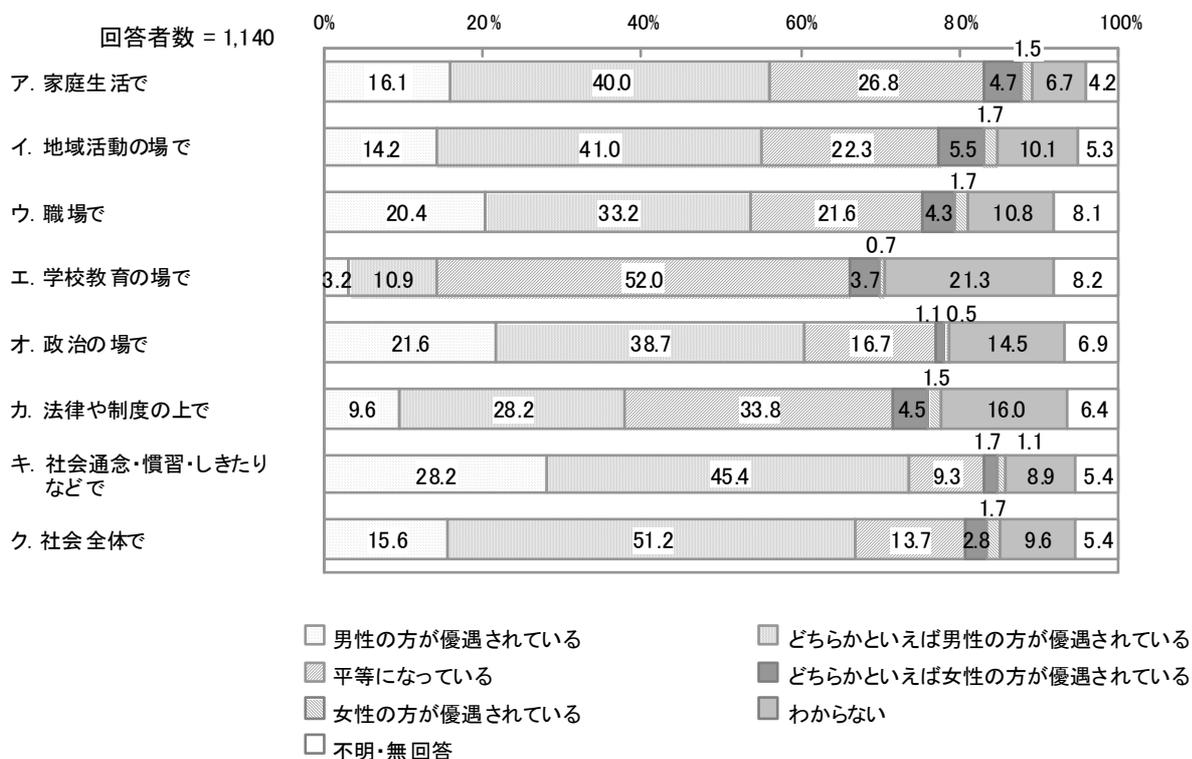
さらに、一人ひとりが性別にとらわれず、主体的で多様な生き方を選択し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、子どもの頃から男女共同参画意識を育てていくことが重要です。意識調査結果では、分野別の平等感について「学校教育の場」は他の分野に比べて平等感の割合が高くなっています。今後も引き続き子どもの頃から男女共同参画についての理解を促進し、人権を尊重する感性を育てる教育環境づくりが求められます。

「男女共同参画社会」の認知度



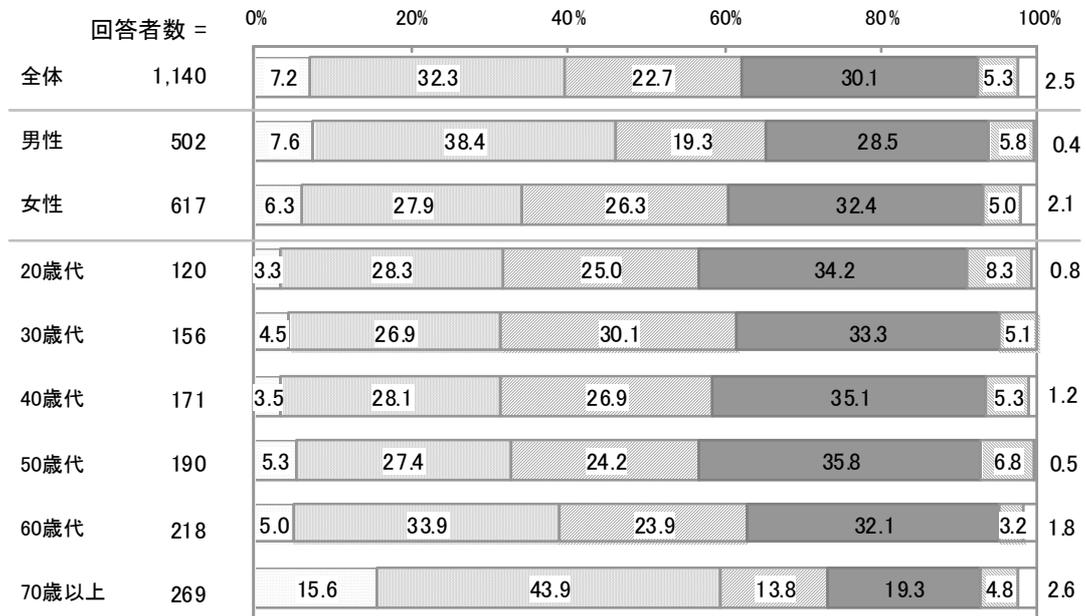
資料：男女共同参画に関する住民意識調査結果報告書

男女の地位における平等感



資料：男女共同参画に関する住民意識調査結果報告書

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について



- 賛同する
- どちらかといえば賛同する
- ▨ どちらかといえば賛同しない
- 賛同しない
- ▨ その他
- 不明・無回答

資料：男女共同参画に関する住民意識調査結果報告書



【 施策の方向 】

(1) 男女共同参画意識づくり

○広報やホームページなど市民にとって身近な媒体を活用し、男女共同参画社会の意義をわかりやすく伝え、意識の高揚につながる啓発を行います。

○男らしさ、女らしさといった固定概念にとらわれた意識の変容につながるよう、年代や性別に応じた内容の講座等の実施をはじめ、その他の学習機会やさまざまな情報を提供します。

○将来にわたり男女共同参画社会を実現するため、子どもの頃から人権を尊重する感性を育み、男女共同参画に関する理解の促進を図る教育を推進します。

【 具体的な施策 】

No.	取り組み	内容	担当課
1	男女共同参画の視点による行政刊行物の発行	広報ガイドライン(男女共同参画の視点からの公的広報の手引き/平成15年3月内閣府男女共同参画局)に基づく広報活動を行います。原稿作成時には、委託業者へもガイドラインを配布し、固定的な性別の概念に偏らないように指導します。	広報秘書課

No.	取り組み	内容	担当課
2	男女共同参画に関する啓発	市情報誌「Link」や市ホームページなどさまざまな媒体を利用して、男女共同参画に関する啓発や市の男女共同参画の取り組みについて情報提供を行います。	人権福祉課
3	男女共同参画に関する事業の紹介	フレンテみえをはじめ各市町からの事業案内等の資料を収集するとともに、各庁舎や市民活動センターなどへの掲示等を依頼します。また、照会や問合せなどに対応していきます。	人権福祉課
4	男女共同参画週間の啓発	市情報誌「Link」や市ホームページに男女共同参画週間に関する記事を掲載します。	人権福祉課
5	男女共同参画に関する学習機会の提供	市民が男女共同参画について考えたり学習したりするきっかけとなるような講演会や映画会などを開催します。	人権福祉課
6	男女共同参画関連図書コーナーの設置	男女共同参画に関連した書籍を購入し、各図書館にコーナーを設け紹介します。また、図書館利用者に関心を持ってもらえるような工夫をし、充実を図るとともに、配布物の設置により啓発につなげます。	生涯学習課
7	男女共同参画関連図書の紹介	男女共同参画週間に合わせ市情報誌「Link」に、男女共同参画関連図書をおすすめ本として紹介します。	生涯学習課
8	男女共同参画意識の高揚に向けた啓発	男女共同参画週間の取り組みを中心に、さまざまな媒体を用いて情報提供を行い、男女共同参画意識の啓発に努めます。	人権福祉課

No.	取り組み	内容	担当課
9	男女共同参画の視点に立った教育の実践	教育活動を通じて人権教育を推進します。児童・生徒の教育や進路指導においては性別ではなく、個性や能力を尊重し、指導します。	学校教育課
10	教職員の資質向上等	教職員を対象にした人権教育や男女共同参画に関する研修を実施します。また、人権感覚あふれる学校づくりを進める中で職員の人権感覚を磨き、男女共同参画意識を高めます。	学校教育課



【現状と課題】

少子化が進行する中、将来にわたり持続可能で活力ある地域社会を築くためには男性、女性といった性別にかかわらず、あらゆる分野で多様な人材の能力を活用していくことが重要となります。このため、本市では審議会や委員会などにおける女性委員の登用率向上に向けて関係機関に働きかけてきました。また、庁内の職員については、管理職への女性の登用に向けたスキルアップの支援を進めてきました。しかし、審議会の女性委員の登用率は平成 24 年 9 月現在で 16.3%と、本市の目標である 40%には至っていません。地域活動においても、方針決定に関わる役職は男性が担っている状況がみられます。このため、政策・方針決定過程における女性の役割や参画することによる効果などをわかりやすく啓発し、地域社会全体の意識を変革する働きかけが必要です。

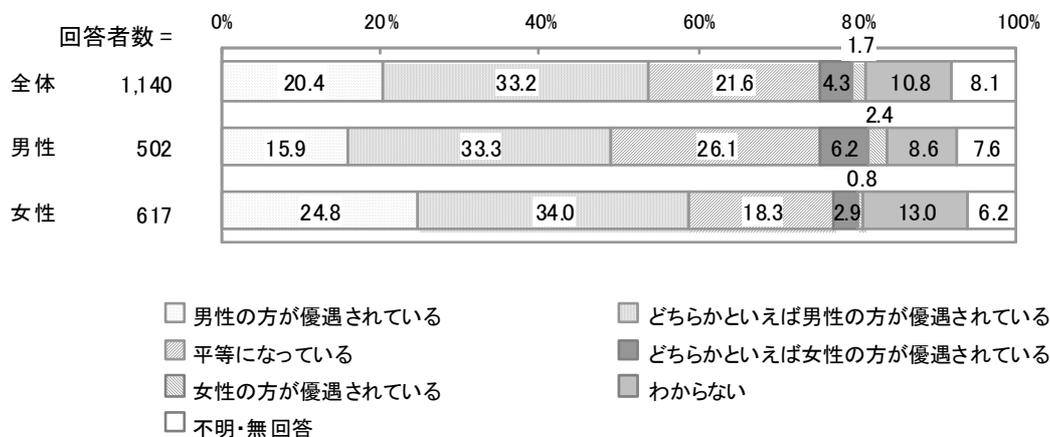
事業者については、方針決定過程への女性の登用や男女の視点を活かした事業運営の有効性について周知を図り、女性の管理職登用などを働きかけると同時に、女性が持つ能力を発揮できるよう、女性自身にも政策・方針決定の場へ参画していく意識や行動の変革を後押しする能力開発の支援も重要となります。

産業構造の変化等社会情勢の変化により女性の雇用機会自体は増えているものの、固定的な性別役割分担意識などを背景に、男性に比べて女性では低賃金で雇用が不安定になりがちな非正規雇用者の割合が高いことが指摘されています。意識調査結果では、男女の平等感について、職場では男性の方が優遇されていると感じている人が5割を超えており、男女がともに働きやすい職場となるよう、均等な雇用機会や職場環境の確保が必要です。

家庭においては、家事の全般を女性が担うなど性別による固定的な役割分担がみられますが、若年層では男性の家事への参画意識の高まりもみられます。今後は、職場や地域活動へ女性の参画を進めるため、男女がともに協力し、責任を分かち合っ家庭生活を担う意識の啓発が必要です。

地域においては、少子高齢化や家族構成の変化が進み、地域のつながりの希薄化が指摘される中、男女がともに地域社会の一員として地域活動などの役割と責任を担っていくことが求められています。また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を受けて、災害時における地域のつながりの重要性が見直されています。しかし、意識調査結果では、地域活動に参加していない人の割合が男女ともに高く、自治会活動においては、何らかの男女差を感じている人の割合が約 3 割となっていました。さらに、地域活動の参加に必要なこととして、「興味がわくような、参加したくなるような社会活動」の割合が約 5 割となっています。地域活動への活性化を図り、災害時などに支え合う地域づくりを進めるうえでも、男女の格差を払拭し、男女がともにさまざまな活動に参加できる環境づくりを行い、地域活動を魅力あるものとしていくことが大切です。

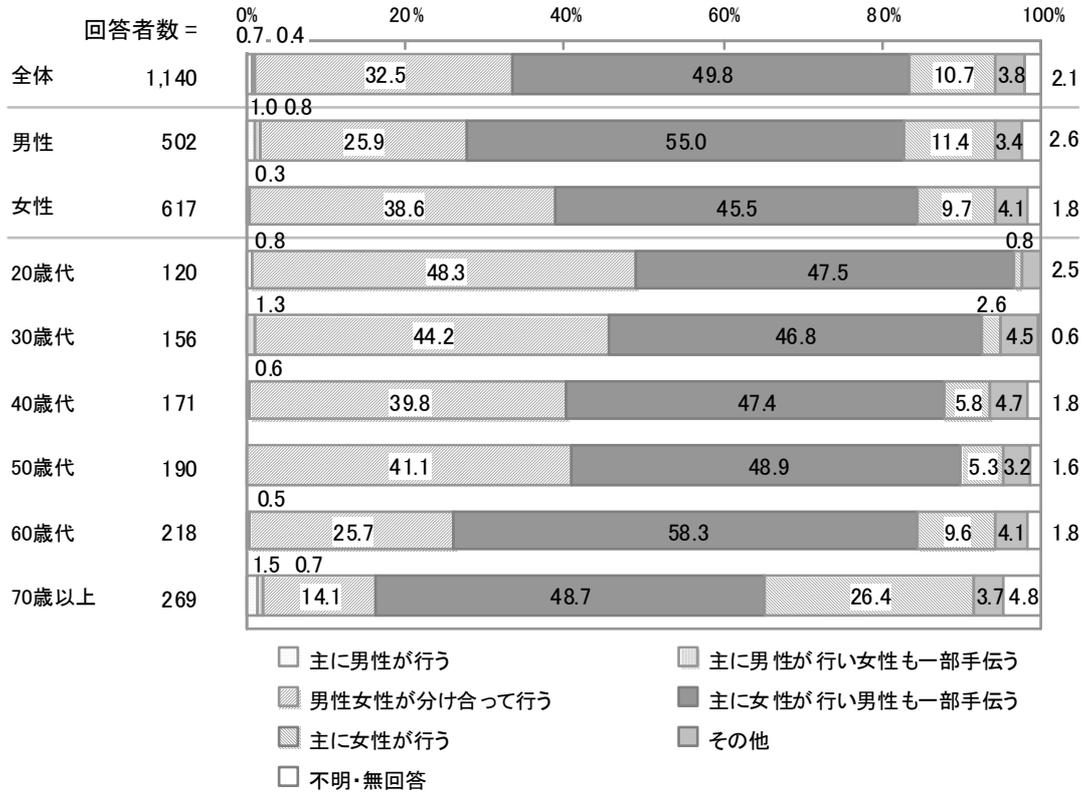
職場における男女の平等感



資料：男女共同参画に関する住民意識調査結果報告書

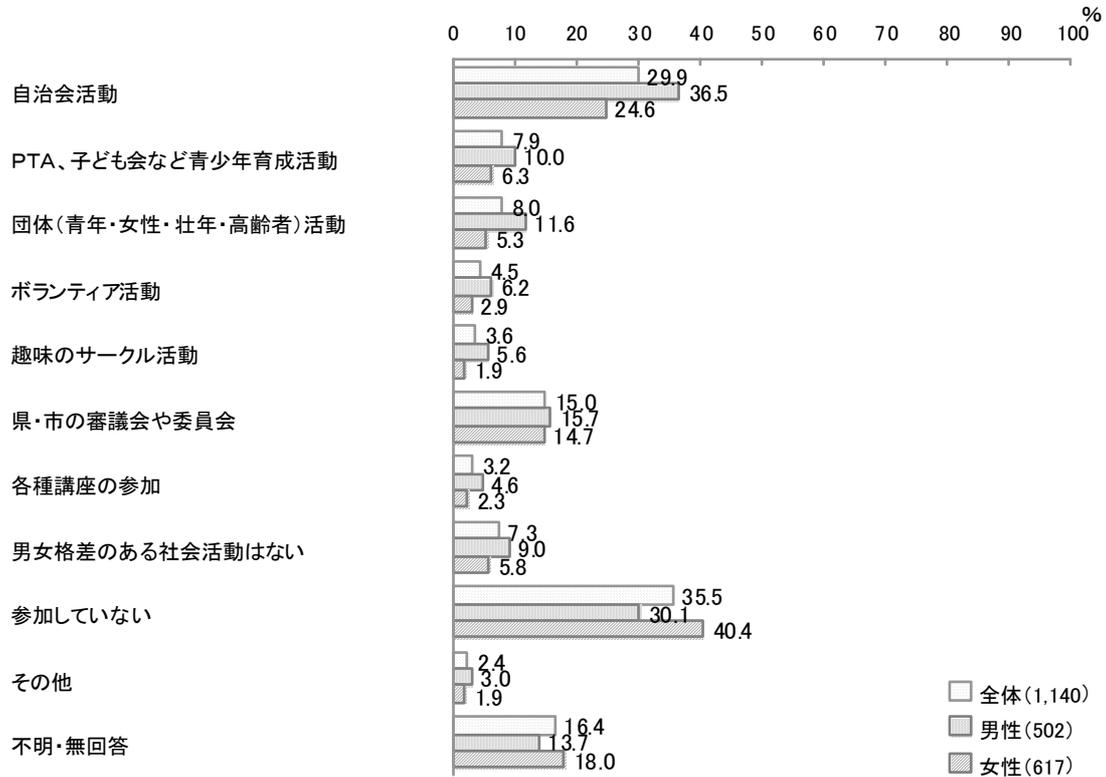


家事（掃除・洗濯・食事の支度・食事の後片付けなど）の分担意向



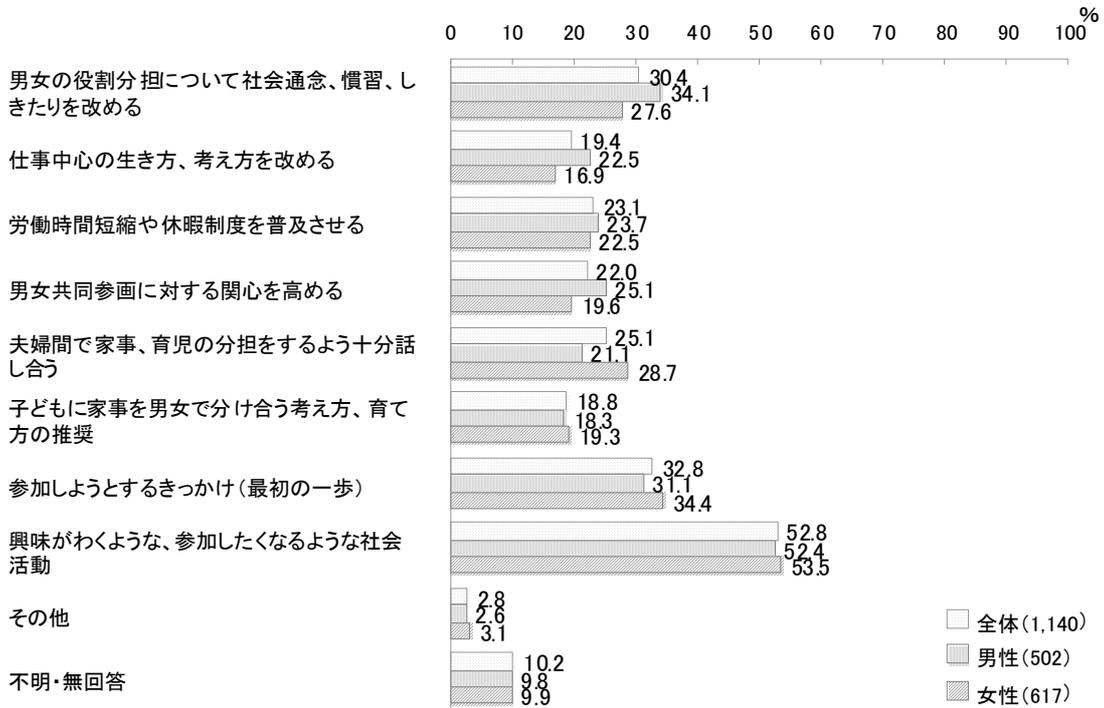
資料：男女共同参画に関する住民意識調査結果報告書

参加している地域活動で男女格差があると思われる活動



資料：男女共同参画に関する住民意識調査結果報告書

地域活動の参加に必要なこと



資料：男女共同参画に関する住民意識調査結果報告書

【 施策の方向 】

(1) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

○女性の政策・方針決定過程への参画の必要性や効果について周知を図り、審議会等委員や市の管理職へ女性を積極的に登用します。

○地域活動組織や事業所に対し、女性の方針決定過程への参画の重要性と効果について周知を図ります。同時に、ワーク・ライフ・バランスの施策を推進し、女性が参画しやすい環境づくりを促進します。また、方針決定過程へ参画するため、女性自身の能力開発を支援します。

(2) 就労・職場における男女共同参画の推進

- 男女雇用機会均等法などの法令をはじめ、男女の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正などについて周知を図り、労働者が性別により差別されることのない職場環境づくりを促進します。また、情報提供等により企業の男女共同参画に関する取り組みを支援します。
- 農業従事者に対し、男女共同参画と農業経営の改善を一体的に推進する家族経営協定について理解の促進を図ります。

(3) 家庭生活における男女共同参画の推進

- 固定的性別役割分担の考え方や慣行を見直し、家族が協力して家事・育児・介護等を担う必要性和責任の重要性を啓発します。特に子育て家庭に対しては、各種教室や講座等学習機会の提供を行い、父親の育児参加への促進を図ります。

(4) 地域活動における男女共同参画の推進

- 身近な暮らしの場である地域の活動に性別や年代にかかわらず参加し、役割を担う意識を高める呼びかけを行います。
- 地域で活動する団体がより活発な運営を支援するとともに、活動の中で男女共同参画の視点を持って取り組めるよう働きかけます。
- 災害時に男女がともに協力して乗り越えられるよう、日頃からの協力体制を呼びかけるとともに、特に女性の視点を取り入れ、生活に密着した災害対策を進めます。

【 具体的な施策 】

No.	取り組み	内容	担当課
1	市の女性職員のキャリアアップ支援	女性職員のキャリアアップを図るための研修を実施します。研修項目は必要に応じて検討します。	職員課
2	性別にかかわらずない人事配置の推進	「いなべ市人材育成基本方針」に基づき、面談を重視した指導育成、年間で計画的な研修の実施、内部講師の活用、自主研修活動の促進などを行い、職員を育成します。また、業務分担にあたっては、男女共同参画推進の観点から考慮します。	職員課
3	市の女性職員の管理職への積極的登用	女性職員の職域拡大を図ることとし、適材適所に管理職への積極的登用を図ります。	職員課
4	審議会等への女性委員の積極的登用	市の男女共同参画推進本部ワーキング会議により、審議会や委員会などにおける女性委員の登用率を定期的に調査・確認し、登用率の向上を関係部署に促します。	人権福祉課
5	各種委員会における女性委員の積極的な登用推進	市の男女共同参画推進本部ワーキング会議により審議会や委員会などの設置条例等を調査・研究し、委員等の選出に際してあて職だけでなく、一般公募枠が導入されるよう、関係部署に働きかけます。委員等の任期を把握し、改選にあたる審議会や委員会などにあつては、女性委員の増加につながるような取り組みの検討について働きかけをします。	人権福祉課

No.	取り組み	内容	担当課
6	企業における男女共同参画に関する取り組みの促進	市の男女共同参画の取り組みを理解し企業活動に活用してもらえるよう、市内企業との情報交換会において「いなべ市男女共同参画推進計画」を紹介します。	都市整備課
7	企業における先進取り組み事例の紹介	「男女がいきいきと働いている企業」として既に取り組んでいる企業については、市情報誌「Link」等で市民に紹介します。また、他社へも積極的に紹介します。	都市整備課
8	家族経営協定の周知・啓発	農業の担い手である女性の役割の重要性を認識してもらうため、研修や視察を通じて、家族経営協定制度の理解の促進と制度活用を推進します。	農林振興課
9	男女雇用機会均等法、パート労働法、育児介護休業法等労働関連法等知識の啓発	男女雇用機会均等法をはじめとした、労働関連法に沿った雇用管理が労働現場で行われるよう、引き続きホームページ等により同法などについての周知を図ります。	商工観光課
10	企業に対する男女共同参画に関する啓発	市内企業に対し、男女共同参画社会の現状や必要性などについて、商工会や関係機関と協働したり、ホームページ等を通じて周知を図ります。	商工観光課
11	ごみの分別方法の周知・啓発	家事における固定的役割分担意識をなくしていくきっかけとなるよう、ごみ分別は誰でもできるという意識向上のための記事を市情報誌「Link」に掲載します。	生活環境課

No.	取り組み	内容	担当課
12	父親の家事や育児への参画の啓発	子育て支援センターで、土曜・日曜開所を行い、父親の家事・育児の積極的な参画を働きかけます。	こども家庭課
13	父親の子育て支援	子育て支援センターで、土曜・日曜開所を行い、ふれあい遊びやゲーム等、父親が子どもと楽しくふれあう機会を提供します。	こども家庭課
14	男性の家事・育児参画への意識高揚	「いなべパパの子育てガイドブック」を活用し、男性の家事や育児に対する意識の啓発を図ります。	こども家庭課
15	食生活改善推進協議会の会員育成講座への男性の参加促進	男性を対象に、広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ、男性料理教室参加者等を通じて、食生活改善推進協議会の会員育成講座への参加を呼びかけます。	健康推進課
16	男性料理教室の開催	男性の家事への参画を促進するため、栄養面等を含めて、調理の仕方等に関する教室を開催します。	健康推進課
17	地域における女性リーダーの育成支援	フレンテみえなどによる男女共同参画に関する事業や女性リーダー養成に関する講座などの情報を、市役所窓口や市民活動センターに掲示するとともに、照会や問合せなどの取次ぎをします。	人権福祉課
18	女性の視点を反映した防災対策	いなべ市防災会議に女性委員を登用し、女性の視点を含めた防災対策を検討します。また、災害時の避難所運営マニュアルについても男女共同参画の視点を取り入れます。	危機管理課

基本目標Ⅲ 男女がともに能力を発揮できる環境づくり

【現状と課題】

男女が対等な立場で、社会において必要な責任を果たしながら、いきいきとした生活を送るためには、性別にかかわらず、あらゆる分野に参画し、能力を発揮する機会が確保されていることが重要となります。

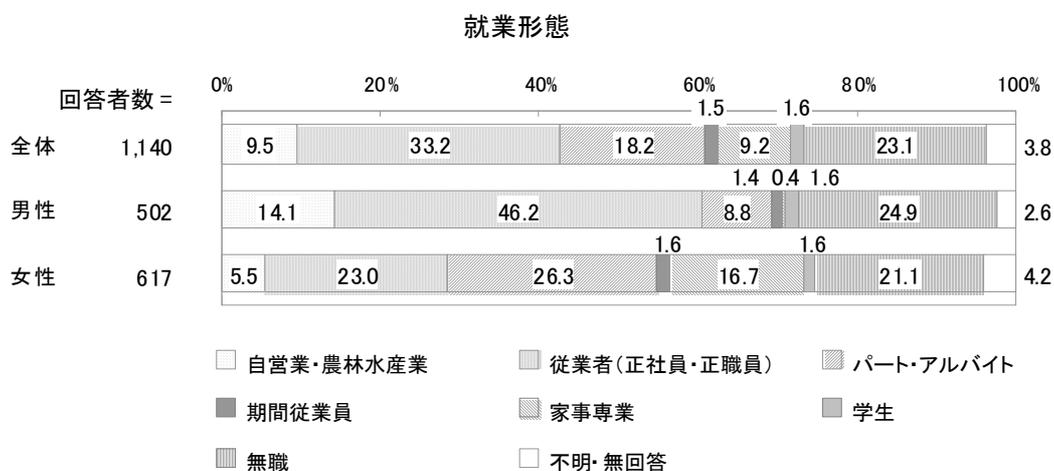
現在の女性の働き方は、男性に比べて正規雇用の割合が低く、パート・アルバイトといった非正規雇用の割合が高くなっています。

その理由として、「自分の好きな時間に働くことができ、家庭との両立がしやすい」の割合が高く5割を超えていたり、働き続けていくうえで必要なこととして、「家事や育児に協力的な環境や施設」が6割を超えているなど、女性が働くうえで家庭生活との両立に課題が残っている現状がうかがえます。

一方で女性の継続就労（結婚して子どもが生まれた後も仕事を続ける）に賛成する人の割合は2割を超えて県の数値（19.6%）より高くなっています。

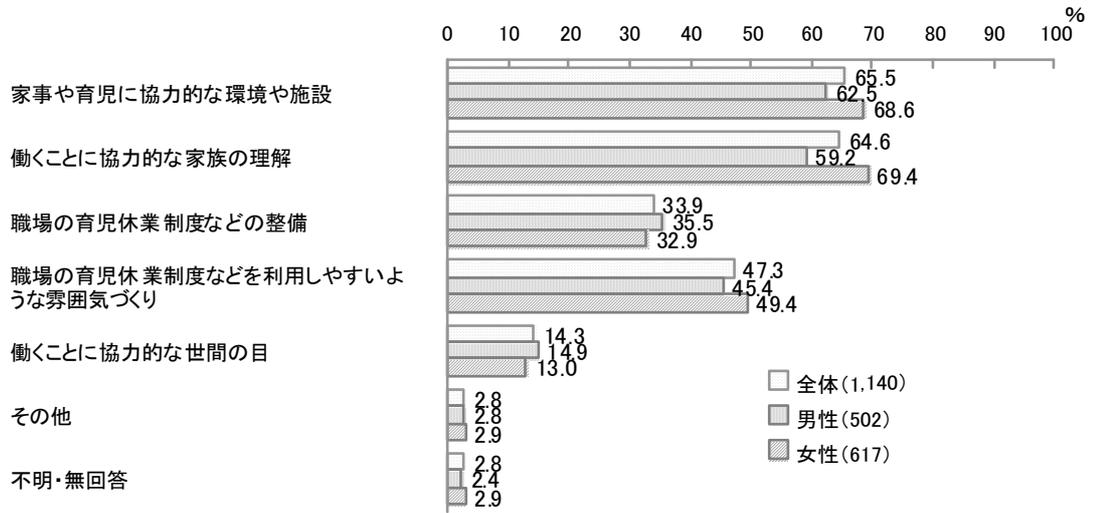
このため、男女がともに、家庭生活と仕事を両立しながら働き続けることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方を浸透させるとともに、子育て支援や介護支援の充実が必要となります。

特に育児休業・介護休業制度については、雇用の分野を中心としながら、市全体に制度の周知を図り、利用促進を図ることが必要です。

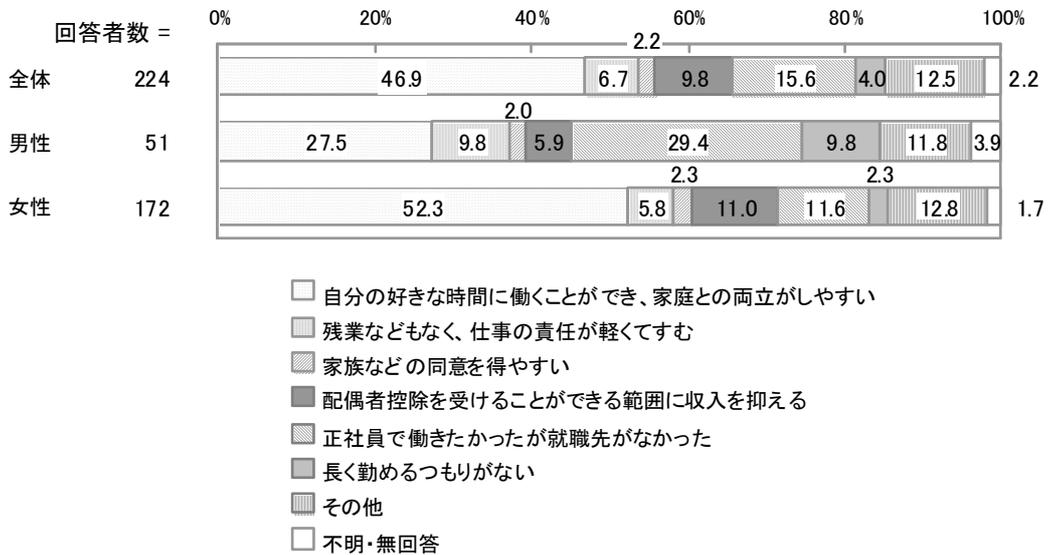


資料：男女共同参画に関する住民意識調査結果報告書

女性が働き続けていくうえで必要なこと

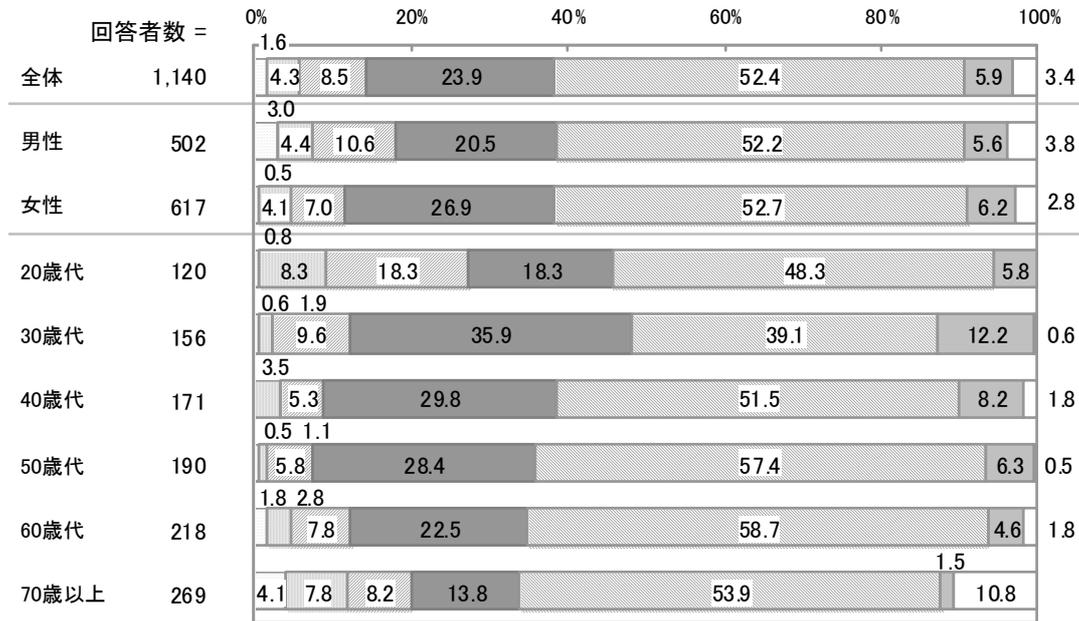


パート・アルバイト・期間従業員を選んだ主な理由



資料：男女共同参画に関する住民意識調査結果報告書

女性が仕事に就くことについて



- 女性は仕事に就かない方がよい
- 結婚するまでは仕事に就いた方がよい
- 子どもができるまでは仕事に就いた方がよい
- 子どもができてもずっと仕事を続ける方がよい
- 子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事に就いた方がよい
- その他
- 不明・無回答

資料：男女共同参画に関する住民意識調査結果報告書



【 施策の方向 】

(1) チャレンジ支援

○女性が出産・育児を経験しながら、生涯にわたって継続就業・再就職したり、男性についても年代やライフスタイルに応じて多様な働き方ができるよう、能力開発に向けた必要な知識・技術の習得のための情報提供や相談体制の充実に努めます。

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

○職場優先の組織風土を変えるために、男性も含めた働き方や固定的な役割分担意識を見直し、地域社会や家庭生活に参画できるよう意識啓発を行います。

○事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスが企業や経済、社会の活性化につながり、有効なものであるとの認識を促し、関連する取り組みを支援します。

○男女がともに働きながら家庭生活に積極的に参加できるよう、育児・介護休業制度などの利用促進を図ります。

【 具体的な施策 】

No.	取り組み	内 容	担当課
1	女性の農業従事者の人材育成	女性農業労働者の立場の改善に努め、農業委員会や再生協議会等により、女性の農業担い手や農業志向者の掘り起こしを行います。	農林振興課
2	農業団体への支援	農業団体や新規就農者を支援として、特産品の開発や技術向上に取り組むとともに、女性従事者のやりがいを引き出す支援を推進します。	獣害・ブランド対策室
3	就労支援	ハローワークが発行する最新の求人情報を市民向けの情報として活用します。	商工観光課
4	職業能力開発の支援	ハローワークやマザーズハローワーク等と連携して、セミナー開催などの情報を提供します。	商工観光課
5	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実践支援	男女が共に仕事と家庭生活を両立できる環境づくりについての意見交換の場として、「子育てのつどい」を開催します。	職員課
6	各種保育サービスの充実	通常保育に加え、延長保育、土曜保育を実施するとともに、受け入れ年齢の拡大を検討しつつ、働きながら子育てができる保育環境の充実に努めます。	こども家庭課

No.	取り組み	内容	担当課
7	保育サービスの資質向上	多様化する家族問題への対応、親に対する支援、障がいを持つ子どもの受け入れなど保育サービスの担う多様な役割に対応するため、専門的な支援のできる保育士等の資質向上研修を実施します。	こども家庭課
8	子育てに関する催し等の実施	子育て支援センターで、子育てに関する催しや講座を開催することにより、父親と母親が共に育児を学び、育児を楽しむことができる支援を行います。	こども家庭課
9	母子健康手帳交付、妊婦教室、離乳食教室、育児相談、訪問等の実施	母子健康手帳交付時に「いなべパパの子育てガイドブック」を全ての対象者に配布し、育児における男性(父親)の役割や協力の必要性を啓発します。また、妊婦教室、離乳食教室、育児相談、訪問等を通じて啓発を行います。	健康推進課
10	育児・介護休業制度の市職員に向けた啓発	職員が、子育てや介護などをしながら、働き続けやすい環境を整備するため、育児休業制度の啓発を行い、育児・介護休業制度等の利用促進を図ります。	職員課

イラスト

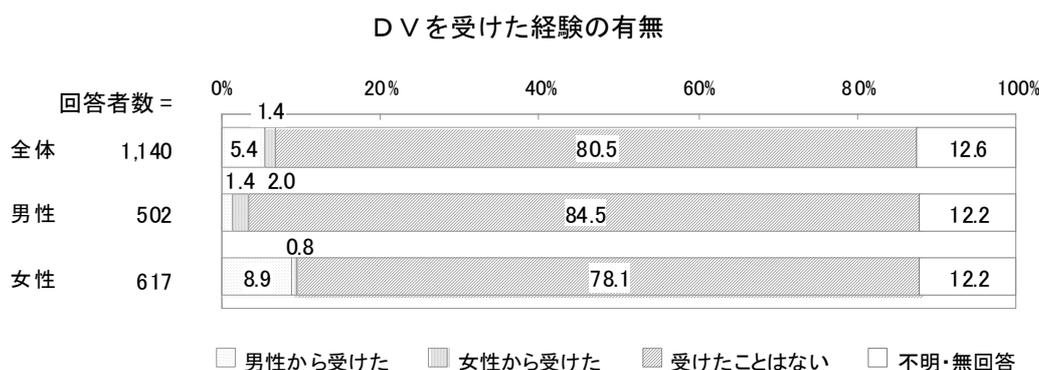
基本目標Ⅳ 男女が安心して暮らせる社会づくり

【現状と課題】

DVやセクシュアル・ハラスメント（以下、「セクハラ」という。）は重大な人権侵害であるにもかかわらず、潜在化する傾向が強いのが特徴です。意識調査結果では、男性で3.4%、女性で9.7%がその被害を経験しています。しかしながら、そのうち相談していない人が男性で約2割、女性で約1割おり、本市でも被害の潜在化が懸念されます。このため、DVやセクハラ被害を受けたり、身近で見たり聞いたりした場合に、安全に相談できる窓口の充実と関係機関の連携による被害者の救済、その後の自立支援を一体的に行う体制が必要です。また、将来にわたりDVやセクハラといった人権侵害を防止するためにも、若年層から人権教育を通じて暴力を許さない意識の醸成を図ることが必要です。

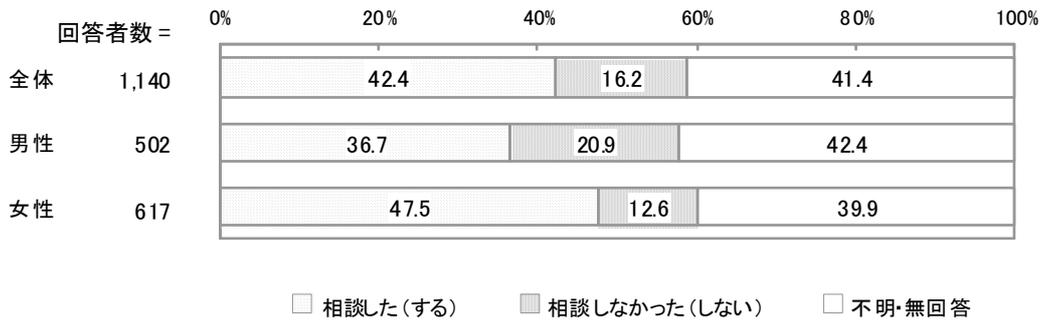
生涯を通じて健康で心豊かな生活を送ることは、男女共同参画社会を築く基本となるものです。特に女性の妊娠・出産期、男女ともに経験する思春期、子育て期、更年期、高齢期といったライフステージにより、それぞれの健康上の課題があります。本市では、健康を保持・増進するため、各種健康づくり事業を実施してきましたが、引き続き自らの健康管理について正しい知識を持ち、健康づくりを実践できるよう支援することが必要です。

また、複雑に変化する社会情勢の中で、高齢者や障害者、外国人、ひとり親家庭等さまざまな困難を抱える人々については男女共同参画の視点にたち、個々の状態に応じて配慮した相談・支援により誰もが自立し安心して暮らせる環境整備が求められます。



資料：男女共同参画に関する住民意識調査結果報告書

DVやセクハラを受けた際の相談の有無



資料：男女共同参画に関する住民意識調査結果報告書

【 施策の方向 】

(1) DV、セクハラ などの撲滅

○関係機関と連携し、DVやセクハラ、児童虐待は重大な人権侵害であるという認識を高める教育、広報や啓発活動を行います。

○DVの被害者が安心して相談できる体制や被害者情報の保護体制の充実を図るとともに、関係機関と連携して、緊急時に被害者を安全に保護・救済し、その後の自立支援を切れ目なく、行います。特に、被害者が外国人・高齢者・障がい者である場合等はそれぞれの状況を十分に配慮し、対応します。

(2) 男女の自立した 安心な生活と健康 づくり支援

○男女それぞれの健康課題について正しい知識を普及し、個人の健康づくりを支援するとともに、女性の妊娠・出産期など体の状態に変化がみられる時期などの健康確保について支援の充実に努めます。

○高齢者、障がい者、ひとり親家庭等さまざまな困難を抱える男女が自立して生活し、社会のあらゆる場面に参画できるよう、各種の支援サービスや相談支援の充実を図ります。

【 具体的な施策 】

No.	取り組み	内容	担当課
1	セクハラ防止対策	男女がその能力を十分に発揮できるような勤務環境の確保及びセクハラ防止、排除を目的に、階層別に「セクハラ防止研修」を開催します。	職員課
2	DV被害者に関する情報管理の徹底	住民票や戸籍附票の写しの発行を制限するなど、DV被害者支援措置制度があることの周知を行います。	市民課
3	DV被害者の支援措置	DV被害者支援措置制度の重要性を関係する課へ周知し、被害者情報の厳重な管理を徹底します。また関係する課への情報の提供を行います。	市民課
4	人権相談	無料の「人権相談」を定期的で開催します。DV被害などの相談があった場合には、関係部署と連携して被害者を支援します。	人権福祉課
5	外国人に向けた相談窓口の啓発	情報誌「Link」への掲載により、外国人にもわかりやすく、相談支援窓口の周知を図ります。	人権福祉課
6	要支援児(者)支援対策地域協議会	DV被害者及び要保護児童の人権を守り、支援する目的で設置されたいなべ市要支援児(者)支援対策地域協議会の機能強化を図り、各関係機関と連携した取り組みを進めます。	こども家庭課
7	DV被害者の自立支援	DV被害者の安全に配慮しつつ、一時保護・法的支援・自立支援などの情報を提供しながら、被害者の状況に応じた適切なサポートができるよう努めます。また、面接相談・電話相談により助言等を行い、DV等の被害者の自立に向けた支援をします。	こども家庭課

	取り組み	内 容	担当課
8	障がい者福祉サービスの提供	市障害者計画に基づき、障がいのある人の状況に応じた日中活動サービスの提供、障がい児の放課後対策や介護者の負担軽減のための短期入所等一時的なサービスの充実、居宅での生活支援のための居宅介護や移動支援のサービスの充実、地域生活への移行のためのグループホーム・ケアホームの整備の支援を行います。	社会福祉課
9	家族介護の支援	介護サービスのケアプラン作成時に、ケース検討会等を通じて家族介護のあり方や、家族の負担軽減につながるような話し合いの場をもてるよう、ケアマネージャー研修会等で依頼します。	長寿介護課
10	母子家庭の自立支援	相談窓口について広報誌やホームページ等に掲載し、市民への周知・情報提供を行います。また、ハローワーク等の求人情報等就労に関する情報を提供します。母子家庭の自立を支援するさまざまな制度を活用し適切な支援を行います。	こども家庭課
11	母子家庭の経済的支援	児童を養育するための手当等の適切な支給に努めるとともに、母子家庭が自立するための資格取得制度などを実施し、経済的な支援を行います。	こども家庭課
12	保育所の優先入所	保育所入所基準に基づき、母子家庭等保育に欠ける度合いの高い児童について順次入所決定します。	こども家庭課
13	児童相談	相談窓口について広報誌やホームページ等に掲載するとともにパンフレット等を窓口を設置し、市民への周知・情報提供を行います。関係機関との連携を強化し、要保護児童の早期発見、早期対応に努め、相談事業の充実を図ります。	こども家庭課

	取り組み	内 容	担当課
14	女性相談	相談窓口について広報誌やホームページ等に掲載するとともにパンフレット等を窓口に設置し、市民への周知・情報提供を行います。関係機関との連携を強化し、女性保護に努め、相談事業の充実を図ります。	こども家庭課
15	介護者のつどい	介護に対する知識や技術の情報提供をするとともに交流の場を持つことで介護者のリフレッシュも図り、介護者も介護を受けるものも安楽な介護が出来るよう支援をしていきます。	地域包括支援センター
16	母子保健事業の実施	妊娠・出産期は、女性にとって健康管理が特に重要であり、安心して生み育てることができるよう支援します。また、子どもの健全な育成のため、父親・母親等子育て家庭への育児支援を行います。	健康推進課
17	保健サービス事業	市民が、自分自身で健康状態の確認をしながら、必要な生活習慣の改善や治療ができ、生きがいを持って過ごすことができるよう、各種健(検)診・相談・教育及び訪問指導などを実施し、健康支援を行います。	健康推進課

数値目標

施策の効果的な推進を図るため、計画期間終了時の数値目標を設定します。

なお、本計画の数値目標は平成 20 年に策定した「いなべ市男女共同参画推進計画」の数値目標が未達成の状況を受け、指標は踏襲し、目標値については再設定し、目標達成に向けた取り組みを推進します。

指 標	現状値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)
男女共同参画に関する映画祭、講演会、講座等への参加人数	約 700 人	約 1,000 人
いなべ市情報誌「L i n k」への掲載による男女共同参画に関する啓発	年 4 回	年 10 回
審議会等における女性の登用率	17.3%	30%
男女共同参画社会の認知度※	30.8%	50%
「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に賛同しない人の割合※	53.1%	58%

※男女共同参画に関する住民意識調査結果より



第5章

計画の推進体制

1 庁内の推進体制

男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、多岐に渡る男女共同参画関連分野の取り組みを関係各課と連携を図って実施します。

また、あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させるため、市職員一人ひとりの男女共同参画意識の向上に取り組めます。

2 市民・事業者との協働による推進

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりはその意義を十分に理解し、他人事ではなく自らのこととして主体的に取り組むことが必要です。このため、行政だけでなく市民・地域・学校・事業所・各種団体等と連携し、本計画に基づいた取り組みがさまざまな場面で展開されるよう働きかけ、支援します。

3 国・県・他市町村の情報収集と連携

本計画の効果的な推進を図るため、国・県・他市町村との連携を図りながら、先進事例などの情報収集に努め、収集した情報を広く市民に提供していきます。

4 計画の進行管理

本計画をより実効性のあるものとするため、計画に基づく各施策の進捗状況を定期的に確認・検証し、次年度以降の施策の推進に反映します。また、計画期間の終了時には市民アンケート調査等により目標指標の評価を行います。